

入 札 説 明 書

件 名 塩化カルシウム水溶液（35%）

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- | | | |
|---------------------|---|-------|
| (1) 調達物品名（件名）及び予定数量 | } | 別記の 1 |
| (2) 調達物品の特質等 | | |
| (3) 納入場所 | | |
| (4) 履行期間 | | |

2 競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により入札参加資格があると認められたものとする。

- (1) 本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の 3 により申請した者も含む。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 別記の 2 に該当すること。（別記の 3 により申請した者も含む。）
- (6) 別記の 9 の書類を提出できるものであること。

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱 別記様式）に別記の 9 で示した書類等を添付し、別記の 5 に示した日時までに、財政局契約課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

なお「品質試験等報告書（塩化カルシウム水溶液（3.5%）」（別紙 2）については、競争入札参加申請の前に発注課の承認を受け、一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。

4 仕様書についての質問及び回答

- (1) 競争入札参加希望者は、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添質疑応答書を用い、別記の 6 (1) に定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 質問に対する回答は、別記の 6 (2) に示した期限までに、本市のホームページへの掲載及び財政局契約課内に掲示することにより行う。

5 競争入札参加資格の審査結果

上記 2 に掲げる審査結果については、別記の 7 に示した期限までに通知する。

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時・場所は、別記の8(2)に定める。
- (2) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (4) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 競争加入者又はその代理人は、本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
 - ア 供給物品名（件名） 「塩化カルシウム水溶液（35%）」
 - イ 入札金額
 - ウ 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とし、1リットルあたりの単価（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。（数量は予定であるので、契約後において増減を生じて異議の申し立ては認めない。）
- (12) 競争加入者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札は、二重封筒とし、上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし、郵便による入札は初度のみ認める。また、別記の8(3)に定める受領期限までに到達するよう郵送すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

- (14) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (16) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (17) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限は、別記の8の(3)のとおりとする。
- (18) 入札・開札日時及び場所は、別記の8の(2)のとおりとする。
- (19) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (20) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (21) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (22) 入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は廃止することがある。
- (23) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (24) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (25) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

8 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 上記2に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第3項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
- (4) 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- (4) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

10 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。

- (1) 「2 競争加入者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

11 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

12 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

13 契約保証金

契約保証金は免除する。

14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

15 支払いの条件

納入物品の代金は、検査合格後請求により30日以内に支払う。

16 契約条項

別紙契約書案，規則及び特例規則による。

17 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 上記2(1)に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記3により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには，当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び予定数量
塩化カルシウム水溶液（35%） 3,591,000リットル
- (2) 調達物品の特質等
別冊仕様書のとおり
- (3) 納入場所
市内の本市備蓄タンク2ヶ所（ただし、宮城野区及び若林区管内は除く）
- (4) 契約期間
契約締結日から平成26年3月31日まで

2 競争加入者に必要な資格

- (1) 資本金10,000千円以上であること。
- (2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「工業薬品」で申請している者であること。

3 本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加するもので、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

- (1) 受付期間 平成25年7月3日から平成25年7月19日 17時まで
- (2) 提出場所 仙台市財政局契約課（物品契約係） 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (3) 提出書類 本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料
- (4) 提出方法 持参すること。

4 入札説明書等の公開期間及び入手方法

- (1) 公開期間 平成25年7月3日から
- (2) 入手方法 仙台市財政局契約課ホームページでダウンロードすること。
http://www.city.sendai.jp/business/keiyaku/keiyaku_01_01.html

5 一般競争入札参加申請及び添付書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 平成25年7月3日から平成25年7月19日 17時まで
- (2) 提出場所 仙台市財政局契約課（物品契約係） 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (3) 提出方法 持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

6 仕様書について質問及び回答

- (1) 質問書の提出期間・場所等（見積に必要な事項に限る。）
上記5(1)の期間に5(2)の場所に、持参又は配達証明付き書留で郵送すること。
- (2) 質問書に対する回答期限
平成25年7月29日

7 入札参加資格の審査結果通知期限

平成25年8月6日

8 入札及び開札

(1) 入札担当部局

(所在地) 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(担当課) 仙台市財政局契約課(物品契約係)

(調達責任者) 仙台市長 奥山 恵美子

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成25年8月21日 15時40分

イ 場所 仙台市財政局契約課入札室

(3) 郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)による場合

ア 受領期間 平成25年8月6日から平成25年8月20日まで

イ 受領期限 平成25年8月20日 17時00分

ウ 住所

(郵便番号) 980-8671

(所在地) 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(担当課) 仙台市財政局契約課(物品契約係)

9 その他

(1) 入札公告に示した特質等を有する物品を納品できることを証明するものとして、下記の書類を競争入札参加申請時に提出すること。

ア 「品質試験等報告書(塩化カルシウム水溶液(3.5%))」(別紙2/承認済みのもの)

留 意 事 項

※一般競争入札参加資格認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。

○ 申請時の提出書類

No	項 目
1	一般競争入札参加申請書
2	品質試験等報告書（塩化カルシウム水溶液（3.5%））（別紙2） ※承認済みのもの
3	誓約書（要綱 別記様式）

● 入札時の必要書類等

No	項 目
1	一般競争入札参加資格認定通知書 (写し可)
2	身分を確認できるもの <u>（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。）</u>
3	代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
4	入札書（本市様式に限る。）
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は、写真付名刺、健康保険証は不可。

印

入札書

件名 _____

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注：契約希望金額の105分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧の
うえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 年 月 日

(宛て先)

仙 台 市 長

会社（商店）名

入札者氏名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕

※ 本人の場合

印

入 札 書

件名 _____ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	○	○	○	○	○	○	○	○

(注：契約希望金額の105分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧の
うえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛て先)

仙 台 市 長

会社（商店）名 △△△△株式会社

入 札 者 氏 名 代表取締役 ○○ ○○ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕

※ 代理人の場合

印

入 札 書

件名 _____ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	○	○	○	○	○	○	○	○

(注：契約希望金額の105分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧の
うえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

(宛て先)

仙 台 市 長

会社（商店）名 △△△△株式会社

入札者氏名 ○○ ○○ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

仙台市長

住所

委任者

氏名

印

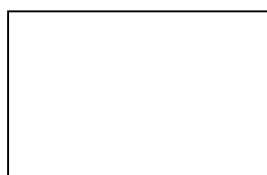
私は 　　　　　　　　　 を代理人と定め、平成 年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



(案)

印

単価契約書

契 約 番 号
① 第 号

1 物件の名称

上記の物件について、仙台市を発注者、消費税及び地方消費税に係る

〔課〕税業者.....を受注者とし、次のとお
免
り単価契約を締結する。

1 単価・規格 別記内訳書記載のとおり（消費税及び地方消費税を含まない）

2 納入場所 発注者の指定する場所

3 契約保証金 免 除

4 契約期間 平成 年 月 日 から

平成 年 月 日 まで

5 その他の事項 別記記載条項のとおり

平成 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 受注者は、表記の契約期間内において、発注者より表記物件の発注があった場合は、その発注された数量を発注者の指定する納入期限までに表記納入場所に納入しなければならない。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物件を納入したときは、直ちに検査調書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わないことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物件の引渡)

第4条 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

(危険負担)

第5条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を請求することができる。

(受注者の履行遅滞の場合における違約金)

第7条 発注者は、受注者が受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に義務を履行しないときは、遅延日数1日につき遅延物件の代金の1,000分の1に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(代金の支払い)

第8条 受注者は、物件の引渡し後、表記の契約単価に基づき、第9条に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

(契約代金の計算)

第9条 契約代金は、消費税及び地方消費税額(免税業者の場合は、その相当額。以下同じ。)抜き単価で契約した場合は、消費税及び地方消費税額抜き単価に数量を乗じて算出した金額に100分の105を乗じて得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とし、消費税及び地方消費税額込み単価で契約した場合は、消費税及び地方消費税額込み単価に数量を乗じて得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とする。

(消費税及び地方消費税額)

第10条 前条の契約代金に105分の5を乗じて得た金額(その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)を、消費税及び地方消費税額とする。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 契約の履行にあたり検査員の指示に従わなかったとき。
- (3) 前各号に定める場合のほか、契約事項に違反したとき。

(談合による解除)

第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令が、同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

- (2) 受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が、同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- (3) 受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し、受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 受注者に対してなされた審決に対し、受注者が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

（暴力団等排除に係る解除等）

第 11 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (2) 受注者（その使用人（要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
 - (5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請人等（要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（損害賠償）

第 12 条 受注者は、第 11 条、第 11 条の 2 又は前条の規定によりこの契約を解除され発注者に損害が生じたときは、損害賠償の責めを負う。

（契約単価の改定）

第 13 条 表記契約期間内において経済情勢の変動等により契約単価が時価に比し著しく不相当であることを発注者と受注者双方が認めたときは、協議のうえ契約単価を改定することができる。

（譲渡制限）

第 14 条 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、契約上の債権を譲渡し、又は担保に供することができない。

（契約外の事項）

第 15 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（補則）

第 16 条 発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

発注者及び受注者は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

塩化カルシウム水溶液（35％） 仕様書

Calcium chloride solution(35%)

仙台市建設局道路部道路管理課

塩化カルシウム水溶液（35%） 仕様書

仙台市

1. 品名

塩化カルシウム水溶液（35%）

2. 納入計画書

凍結防止剤納入者（以下「納入者」という。）は、契約後速やかに別表1道路管理課の凍結防止担当職員（以下「担当者」という。）に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書（別紙1）を提出し、承諾を得なければならない。

3. 納入期限

納入者は、担当者から注文を受けた都度、必要とする量を、担当者が指定した場所及び日に納入しなければならない。なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

4. 納入立会い

納入にあたっては、担当者と立会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。

5. 納入予定場所及び納入予定量

塩化カルシウム水溶液（35%）の納入予定数量と納入予定場所については、別表2、別表3のとおりとする。ただし、気象状況等により、納入数量と納入場所は変動があるものとする。

6. 納入方法等

塩化カルシウム水溶液（35%）の運搬車種はタンクローリー（10t程度）を標準とするが、状況により1台1回当りの納入先は複数となる場合がある。

7. 凍結防止剤の規格及び試験方法

凍結防止剤は別表4の規格に適合しなければならない。なお、入札参加申請時に品質試験等報告書（塩化カルシウム水溶液（35%））（別紙2）を提出しなければならない。

凍結防止剤は、あらかじめ品名及び製造元、品質規格を添付した材料承諾書（別紙3）を落札後契約締結前までに道路管理課に提出し、その承諾を得なければならない。添付資料については公的試験機関（大学を含む）が発行する品質証明書とする。

納入者は担当者より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、指定があった場合には、指定された検査場所で、指定がない場合には公的試験機関（大学を含む）で実施し、品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。検査回数は、月1回1箇所を限度に実施する。なお、これに要する費用は契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

8. 品質試験方法等

水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。

9. 契約期間

契約期間は、契約締結日から平成26年3月31日までとする。

10. 支払い（支払い方法等）

納入者は、単価契約書第3条第1項の規定に基づく検査に合格した後、当該月の納入実績に対して翌月支払いを請求できるものとする。また、発注者は、納入者による請求があった

ときは、これを審査し、適正と認めるときは、その請求書を受理した日から 30 日以内にこれを支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を 45 日まで延長することができる。

11. 契約の解除

前第 3 項で定める納入期限までに納入の履行がされない場合は、道路管理課は督促を行うが、当初納入期限から 7 日を経過しても納入されない場合には書面で催告書を通ずるものとする。なお、これによる期限内の履行が行われなかった時又は規格に適合しない物品を納入したことが判明した時は、本契約を解除できるものとする。

12. 疑義

凍結防止剤納入にあたり、本仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに担当者に申し出て、協議の上これを定めるものとする。

13. その他

入札参加申請時に品質試験等報告書（塩化カルシウム水溶液（35%））（別紙 2）を提出すること。

落札後に材料承諾書を提出すること。

契約後に納入計画書を提出すること。

別表 1

凍結防止担当課	連絡先
仙台市 建設局 道路部 道路管理課	2 1 4 - 8 3 8 1

別表 2

納入予定数量について

納入区・総合支所	納入予定数量
	塩化カルシウム水溶液（35%）
予定数量合計	3,591,000

気象状況等により、納入数量は変動があるものとする。

別表 3

納入場所について

番号	区・総合支所	納入場所	容量(m ³)	タンク数
1	青葉区	青葉区桜ヶ丘七丁目 2	20	1
2	青葉区	青葉区国見ヶ丘七丁目	20,15	2
3	青葉区	青葉区郷六字葛岡 1 0	20,20,20	3
4	青葉区	青葉区茂庭字寺下	20,20,20	3
5	宮城総合支所	青葉区下愛子字観音堂(錦ヶ丘橋下)	20,20	2
6	宮城総合支所	青葉区国見ヶ丘五丁目 4 3	20,20,20	3
7	宮城総合支所	青葉区芋沢字花坂上野原 1 6	20,20	2
8	宮城総合支所	青葉区大倉字神明前 6 - 2	20	1
9	宮城総合支所	青葉区大倉字窪田地先	20,20	2
10	宮城総合支所	青葉区みやぎ台一丁目 3 0	20	1
11	太白区	太白区山田自由ヶ丘 3 9 - 1 4	20,20,20	3
12	太白区	太白区茂庭台一丁目 1	20,20	2
13	太白区	太白区坪沼字館前中 4 4	30	1
14	秋保総合支所	太白区秋保町馬場字竹林 2 3 - 2	20	1
15	秋保総合支所	太白区秋保町境野字上戸 4 - 7	20	1
16	秋保総合支所	太白区秋保町馬場字田尻 1 8	20	1
17	秋保総合支所	太白区秋保町境野字上戸 9 - 2 8	20,20	2
18	秋保総合支所	太白区秋保町湯元字青木 2 8 - 9	20	1
19	泉区	泉区小角字大明神	20,15	2
20	泉区	泉区福岡字岳山	15,20	2
21	泉区	泉区長命ヶ丘東	20,20,20	3
22	泉区	泉区南中山四丁目 1 3	20,20	2
	合計			41

納入場所は、市内（宮城野区，若林区管内を除く）22箇所に点在する備蓄タンクとし、納入場所は変更があるものとする。

別表 4

凍結防止剤の品質規格について

種別	品質	その他
塩化カルシウム水溶液（35%）	塩化カルシウム含有濃度： 35% 10%濃度水溶液における含有成分が「水質汚濁防止法の排水基準」（注1）のうち、別表5の基準に適合すること。	土砂及び木片その他不純物を含まず、仙台市が実施する凍結防止剤散布作業に支障がないもの。

注1 「水質汚濁防止法の排水基準」とは、水質汚濁防止法第3条第1項に基づき定められた省令（「排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）」）の第1条の別表第1とする。

別表 5

有害物質の種類	許容限度（mg / リットル）
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg
シアン化合物	シアン 1 mg
有機燐化合物	1 mg
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg
チウラム	0.06 mg
シマジン	0.03 mg
チオベンカルブ	0.2 mg
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が、100 mg

(別紙1)

納入計画書

平成 年 月 日

仙台市長 あて

納入者 住 所
会社名
代表者名

凍結防止剤の納入に関して、次のとおり計画書を提出します。

1. 運搬体制

2. 運搬経路

3. 連絡体制

4. 緊急時の対応

5. その他

(別紙2)

品質試験等報告書

品名(試料名)	塩化カルシウム水溶液(35%)
製造業者・工場名	
製造年月日	平成 年 月 日
試験分析年月日	平成 年 月 日

【分析成分】

有害物質の種類	許容限度(mg/リットル)	分析結果
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg	
シアン化合物	シアン 1mg	
有機燐化合物	1mg	
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg	
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg	
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg	
チウラム	0.06mg	
シマジン	0.03mg	
チオベンカルブ	0.2mg	
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg	
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg	
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg	
アンモニア,アンモニウム化合物と亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの,亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が,100mg	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

仙台市長 あて

住 所
会社名
代表者名

平成 年 月 日

上記について確認しました。

仙台市建設局道路部道路管理課長

(別紙3)

材料承諾書

年 月 日

番 号	
入札件名	
納入場所	
契約期間	
契約単価	
承諾・確認事項	凍結防止剤
	添付図面 葉 (公的試験機関(大学を含む)が発行する品質証明書を添付)
納入者名	
上記事項について承諾願います 住 所 会社名 代表者名	
課・公所名	
上記事項を承諾します 年 月 日 仙台市建設局道路部道路管理課長	